

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 6 日

一般財団法人児童健全育成推進財団	御中
全国学童保育連絡協議会	御中
日本子ども・子育て支援センター連絡協議会	御中
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会	御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

### 災害により被災した児童及び子育て親子等への対応について

令和2年7月3日からの大雨による災害の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の受入れに係る緊急的対応及び職員の応援確保について、別紙のとおり、各都道府県・指定都市・中核市あてに事務連絡を发出させていただきます。貴団体におかれては、別紙内容についてご了知の上、関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

また、今般の大雨の影響を踏まえ、被災地域に関わらず対応が必要と考えており、被災地域にある児童館、放課後児童クラブ又は地域子育て支援拠点の被災状況及び職員の状況等を把握いただくとともに、その要請に応じて可能な支援を実施できるよう体制整備をお願いいたします。

さらに、今後、支援が長期化することが予想されることから、被災地域において、広く被災した児童、子育て親子等に対する支援が行えるよう、体制の確保や必要に応じて現地での支援実施に向けての調整等の支援についてもあわせてお願いいたします。

#### 1 状況の把握

被災地域内の児童館、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点の被害状況、職員状況、開所状況、開所できていない場合にはその要因などについて、把握に努めていただくようお願いいたします。

#### 2 被災地域における対応

児童館、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点が有する、児童や子

育て親子の遊びや生活、集いの場という機能を活かして、

- ・被災した児童や子育て親子等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供
- ・被災した子育て親子等に対する相談

などの支援を行っていただくよう、関係者への周知をお願いいたします。

併せて、放課後児童クラブにあっては、普段利用していない児童であっても、その保護者が被災地での支援に当たる場合や自宅の片付け等を行う場合において必要があるときには受け入れていただけるよう、周知をお願いいたします。

### 3 被災した放課後児童クラブ利用児童への支援

被災により開所できない放課後児童クラブがある場合には、その利用児童について他の放課後児童クラブ等で臨時的に受け入れるなど、自治体の行う支援に積極的に協力していただくよう、貴会の被災地域の支部等に周知をお願いいたします。